

医政発第1010005号
平成20年10月10日
医政発1225第17号
令和2年12月25日
医政発0331第101号
令和7年3月31日
最終改正 医政発0331第41号
令和8年3月31日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局長

法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号並びに同規則第6条第3号ロ、第4号
及び第7号の厚生労働大臣の証明について

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条第5号ロ及び第6号並びに同
規則第6条第3号ロ、第4号及び第7号における厚生労働大臣の証明に係る事務につい
て、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。

【本件担当】

厚生労働省医政局総務課

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下、「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下、「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号並びに第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」

「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」が告示されている（参考法令④）。また、訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。（参考法令③）以下同じ。）に対して請求できる診療費は、規則第5条第5号ロ及び第6条第3号ロにおいて、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされている。（注3）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注意点等を示すものである。なお、上記のとおり訪日外国人患者に対して請求できる診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

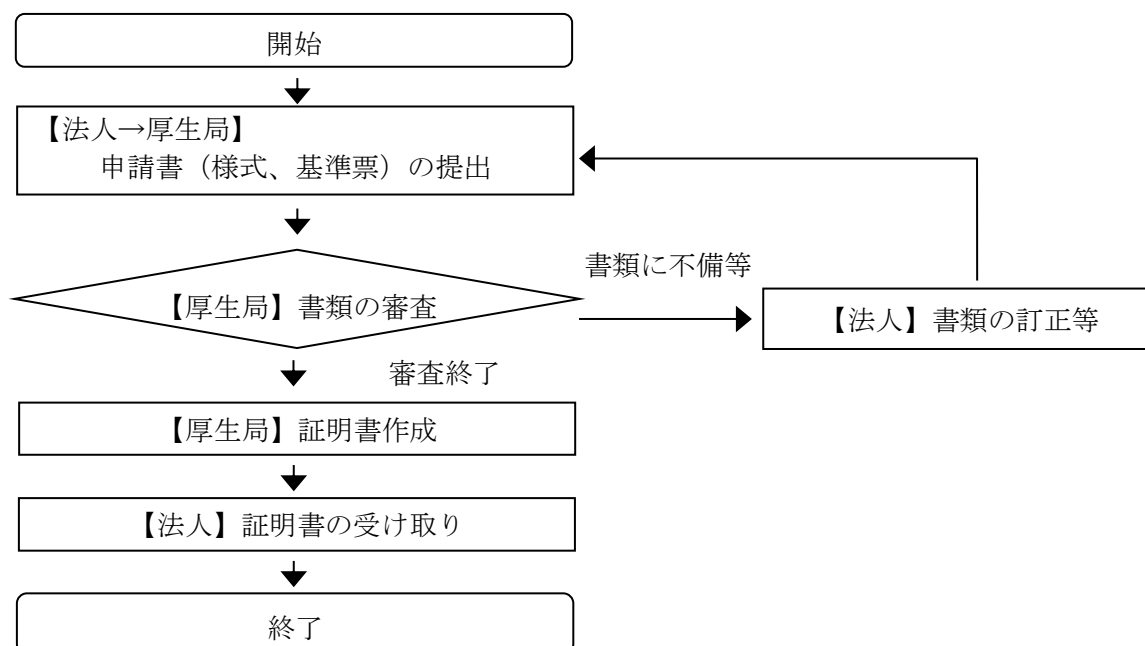
（注1）本除外措置の適用は、収益事業課税が適用される法人税法（昭和40年法律第34号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する公益法人等（非営利型の一般社団・財団法人等）に限られるため、同条第9号に規定する普通法人に該当するものについてその適用はないことに留意すること。

（注2）規則第5条第6号及び第6条第7号の証明の対象は、法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に限ることに留意すること。

（注3）訪日外国人患者診療価格を別に設定する場合、公益社団法人立においても各地方厚生（支）局による証明が必要である点に留意すること。

Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ

オープン病院事業法人、福祉病院事業法人のどちらも手続きの流れは下図のとおり。



Ⅲ. オープン病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第5条第5号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。

なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。

2. 収入要件（告示（第297号）第1号）

（全体）

- ・総括表の
$$\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$$
が6割を超えること。

①社会保険診療に係る収入金額

- ・社会保険診療関係の収入額を記載する。

②労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑩×0.1≧②が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

③自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑩×0.1≧③が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

④公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑩×0.1≧④が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

⑤健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

- ・健康診査に係るものに限る。
- ・診療報酬規程等を確認すること。

⑥健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

- ・診療報酬規程等を確認すること。

⑦臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

- ・臨床検査センターでの収入を記載する。

⑧助産に係る収入金額

- ・総括表の分娩費用の額（⑧）がA又はCの金額のうちいずれか低い方の金額（D）と一致すること。

⑨2号ロに掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

⑩当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）

※1 医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること

- ・当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの
- ・会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）

※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附随する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発 0331 第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること

また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経

常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

3. 事業等要件（告示（第297号）第2号）

- ・《イに該当》又は《医師会で、ロ（1）～（6）の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ（1）～（5）の内2つ以上に該当》することが必要となる。

イ. 地域医療支援病院の開設者であること。

- ・地域医療支援病院であることの都道府県知事の承認書を確認。

ロ（1）学校医の相当数が医師会の会員である医師であること。

- ・法人と自治体との学校医に関する契約書等を確認。
- ・相当数とは、当該医師会の活動範囲における学校医の延べ人数のおおむね5割とする。

ロ（2）救急医療を提供すること。

- ・救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定され、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限が、都道府県知事によって告示されていることまたは在宅当番医制の運営受託など救急医療対策事業を実施していることを確認。

ロ（3）予防接種を実施していること。

- ・当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていることを確認。

ロ（4）特定健康診査・特定保健指導について保険者から委託を受けていること。

- ・保険者との間に締結した委託契約書にて確認

ロ（5）地域産業保健センター事業を実施していること。

- ・法人と各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書にて確認

ロ（6）へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

- ・無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施されている地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等にて確認

ハ（1）休日に診療を行っていること。

- ・以下のいずれかの方法により確認すること。

①法人と自治体との休日診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が休日に診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日（日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日、12月30日、12月31日、1月2日並びに1月3日）を表示する診療時間とする場合にあっても、本項に該当するものであること。

ハ（2）夜間に診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との夜間診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

ハ（３）障害者に対する診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

ハ（４）往診及び巡回診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含むものであること。

ハ（５）保健指導又は健康診査のうち、歯科保健に関するものを行っていること。

法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含むものであること。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第 5 条第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 収入要件・事業等要件一覧表

イ	ロ						ハ				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

3. 医療保健業務に係る収入金額の明細

項目	収入金額（円）	構成割合（％）
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨補助金等		
(①～⑨の合計)		
⑩計		100

4. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

②に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 準ずる額
☐ 準じない額

5. 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 準ずる額
☐ 準じない額

6. 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

④に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 準ずる額
☐ 準じない額

7. 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

⑤に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

8. 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

⑥に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

9. 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

	施 設 名	収入金額（円）
	合 計	

10. 助産にかかる収入金額

	項 目	値
A	自由診療のうち助産にかかる収入（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く）	円
B	分娩件数	件
C	$B \times 50$ 万円	円
D	A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円

11. 「次号ロ（１）及び（４）に掲げる基準に関する事業並びに補助金等に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの」

	事 業 名	収入金額（円）
	ロ（１）学校医	
	ロ（４）特定健診特定保健指導	
	合 計	

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第6条第3号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。

なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」に基づき対応すること。

2. 事業等要件（規則第6条第4号）

- ・次のいずれかに該当すること。
 - （イからハのいずれかに該当）かつ（ニに該当）
 - （ホに該当）

イ. 地域医療支援病院の施設の基準

- ・地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写しを確認する。
- ・地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証を確認する。
 - ①集中治療室
 - ②化学、細菌及び病理の検査施設
 - ③病理解剖室
 - ④研究室
 - ⑤講義室
 - ⑥図書室
 - ⑦医薬品情報管理室
 - ⑧救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 実地修練、臨床研修

- ①から③のいずれかに該当すること。
 - ①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
→附属病院であることを確認する。
 - ②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
→厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。
 - ③臨床研修病院としての指定を受けている病院
→厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。

ハ. 保健師養成所等、医師等の再教育

次のどちらかに該当すること

- ①保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。
→「厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書」を確認する。

- ②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導

医として、常時３人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。
→「診療科毎の指導医の名簿及び各指導医の医師免許の写し及び略歴書」及び「当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿」を確認する。

二. 生活保護法の医療扶助

・ $\frac{A+B}{C}$ が 10%以上であること。

- A. 生活保護法第 15 条又は第 16 条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を 10%以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

・ 必要書類

①「法人の診療報酬について規定した書類」、②「申請に係る年度中における A～C の実績数」

ホ. 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

・ $\frac{A+B}{C}$ が 10%以上であること。

- A. 生活保護法第 15 条又は第 16 条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を 10%以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

・ 必要書類

①「社会福祉法第 69 条第 1 項に基づく都道府県知事への届出書」、②「申請に係る年度中における A～C の実績数を記載した書類」

3. 収入要件（規則第 6 条第 7 号、告示第 298 号）

（１）全体

・ 総括表の $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}}{\text{⑤}}$ が 8 割を超えること。

① 社会保険診療に係る収入金額。

・ 社会保険診療関係の収入額を記載する。

② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

・ おおむね $\text{⑤} \times 0.1 \geq \text{②}$ が成立すること。

・ 当該医療機関の診療報酬規程を確認すること。

③ 健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

・ 健康診査に係るものに限る。

・ 診療報酬規程を確認すること。

- ④ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ⑤ 医療保健業務に係る収入金額（④に掲げる収入金額を含み、経常的なものに限る。）
- ・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。
 - ・また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第 6 条第 3 号ロ及び第 4 号並びに第 7 号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 事業等要件一覧表

イ	ロ	ハ	ニ	ホ

3. □（実地修練、臨床研修）

チェック欄	該 当 病 院
	①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
	②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
	③臨床研修病院としての指定を受けている病院

4. ニ（生活保護法の医療扶助）

項 目	内 容
算定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	人
B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	人
C（患者総数）	人
実施率（ $\frac{A+B}{C}$ ）	%

②について、

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
2. 患者数は全て延べ数。
3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA～Cそれぞれの合計欄の数を本表A～Cに記入すること。
4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

二 別表（医療機関毎の患者数）

医療機関名	A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	C（患者総数）
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
計	人	人	人

5. ホ 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

項 目	内 容
算定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	人
B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	人
C（患者総数）	人
実施率（ $\frac{A+B}{C}$ ）	%

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。
3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。
4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。
5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

6. 医療保健業務に係る収入金額の明細

区 分	収入金額	割 合
①社会保険診療	円	%
②労災保険診療	円	%
③健康診査	円	%
④補助金等	円	%
⑤計	円	100%

7. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が、社会保険診療と同一の基準により計算するまたは少額（全収入金額のおおむね100分の10以下）か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

8. 健康診査

健康診査に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 3 号ロ及び第 6 条第 4 号並びに第 7 号の証明

貴法人について、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 3 号ロ
及び第 4 号並びに第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

【参考法令①】

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）（抄）

（収益事業の範囲）

第 5 条 法第 2 条第 13 号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

1～28 （略）

29 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるものの以外のもの

イ～ル （略）

ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ・カ （略）

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

30～34 （略）

【参考法令②】

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）

（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 5 条 令第 5 条第 1 項第 29 号ヲ（収益事業の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（公益社団法人にあつては、第 1 号から第 5 号までに掲げる要件）とする。

1 1 又は 2 以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区（旧東京都制（昭和 18 年法律第 89 号）第 140 条第 2 項（区の区域等）に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項（指定都市の権能）に規定する指定都市の区若しくは総合区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会（以下この条において「医師会法人等」という。）で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等（当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師をいう。第 3 号及び第 4 号において同じ。）の大部分を会員としているものであること。

2 医師会法人等の当該事業年度終了の日における定款に、当該医師会法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該医師会法人等と類似の目的を有する他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

- 3 医師会法人等の開設する全ての病院又は診療所（専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。）が、当該事業年度を通じて、地域医師等の全ての者の利用に供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。
- 4 医師会法人等の開設する全ての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者（当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。）に対して専ら行われていること。
- 5 医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、当該事業年度を通じて、次に掲げる当該診療報酬又は利用料の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であること。
 - イ ロに掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額
 - ロ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法算定額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの
- 6 医師会法人等の行う事業が、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資するものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

（公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 6 条 令第 5 条第 1 項第 29 号ヨ（医療保健業）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（法別表第 2 に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第 1 号から第 6 号までに掲げる要件）とする。

1・2 （略）

- 3 公益法人等が自費患者から受ける診療報酬の額が、当該事業年度を通じて、次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。ただし、当該公益法人等が次号イからニまでに掲げる事項の全てに該当するものであるときは、この限りでない。
 - イ ロに掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額
 - ロ 医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法算定額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの

4 公益法人等が、当該事業年度を通じて、次のイからハまでに掲げる事項のうちいずれかの事項及びニに掲げる事項に該当し、又はホに掲げる事項に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けているものであること。

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 22 条第 1 号及び第 4 号から第 9 号まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設の全てを有していること。

ロ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 2 号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 2 号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第 16 条の 2 第 1 項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。

ハ 都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行つていること。

ニ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条（医療扶助）若しくは第 16 条（出産扶助）に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第 76 条第 2 項の規定により算定される額及び同法第 85 条第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の 10 分の 1 以上であること。

ホ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条第 1 項（第 2 種社会福祉事業開始の届出）の規定により同法第 2 条第 3 項第 9 号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従つて当該事業を行つていること。

5・6 （略）

7 公益法人等の行う事業が公的に運営されるものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

【参考法令③】

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

（社会医療法人の認定要件）

第 30 条の 35 の 3 法第 42 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

1 （略）

2 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。

（１）～（４） （略）

（５） 介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（６） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

（７） （略）

ハ （略）

ニ 特定外国人患者（自費患者である外国人であつて医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による被保険者等（健康保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による加入者及び被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者をいう。）でない者をいう。）に対し請求する診療報酬の額（健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額、同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の対象となる給付に係るものに限る。）（第五十七条の二第一項第二号において「特定外国人患者請求額」という。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

【参考法令④】

○厚生労働省告示第 297 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号。以下「規則」という。）第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 1 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）をいう。以下同じ。）に係る収入金額（へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。）の100分の60を超えること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第101号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩（べん）に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

ホ 次号ロ（1）及び（4）に掲げる基準に関する事業に係る収入金額

ヘ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

- 2 次のいずれかに該当する法人が行う規則第5条第6号の事業であること。

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

ロ 次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する医師会であること。

（1） 主たる事務所の所在する都道府県（以下「所在都道府県」という。）又は所在都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に設置されている学校における学校保健法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。

（2） 所在都道府県等（所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。）におい

て医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イに掲げる救急医療を提供すること。

(3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を実施していること。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に規定する特定健康診査又は同法第 24 条に規定する特定保健指導の実施について、同法第 7 条第 2 項に規定する保険者（所在都道府県等における保険者に限る。）から委託を受けていること。

(5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条の 2 第 2 項に規定する国が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 19 条の 3 に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業を実施していること。

(6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

ハ その開設する病院又は診療所が、次のいずれか 2 以上の事項に該当する規則第 5 条第 1 号に規定する歯科医師会であること。

(1) 休日（当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。）に診療を行っていること。

(2) 夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間（休日を除く。）をいう。）に診療を行っていること。

(3) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。

(5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

○厚生労働省告示第 298 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 7 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 6 条第 7 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

厚生労働大臣 舩添 要一

法人税法施行規則第 6 条第 7 号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 7 号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する

障害福祉サービス等に係る業務に限る。)をいう。以下同じ。)に係る収入金額(第3号に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の100分の80を超えることとする。

- 一 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100の10以下の場合に限る。)を含む。)
- 二 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- 三 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの